豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱施行細則

（趣旨）

第１条　この細則は、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

（耐震改修工事に要する費用）

第２条　要綱第５条に規定する耐震改修工事に要する費用とは、耐震改修計画に基づ　き実施する工事で、次に掲げるものとする。

(１)　基礎、柱、はり、耐力壁及び筋かいの補強

(２)　軽量化のための屋根の葺き替え

(３)　前各号に規定する工事に伴う付帯工事

(４)　工事監理費

(５)　その他町長が認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは耐震改修工事に要する費用の対象と　しない。

(１)　増築工事

(２)　リフォーム工事（上部構造評点の向上に寄与しないもの）

(３)　設備機器の老朽化に伴う取替え工事

(４)　既存部材の防腐防蟻処理

(５)　床工事に伴う畳、フローリング等の仕上げ工事（耐震改修工事の面積以外の部分）

(６)　天井下地を含む天井仕上げ工事（耐震改修工事の面積以外の部分）

(７)　耐力壁の新設を伴わない建具の取替え

(８)　擁壁工事等の外壁工事

(９)　その他構造耐力上必要ないと町長が判断するもの

（事前協議時の必要書類）

第３条　要綱第７条に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとす　る。

(１)　建築基準法に規定する当該建築物の確認済証明証（確認通知書）の写し又は検査済証の写し

(２)　前号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの

(３)　補助対象建築物の耐震改修工事前の耐震診断報告書

(４)　補助対象建築物の耐震改修計画書

耐震改修技術者が記名捺印したもので、次に掲げる図書を添付したもの

　　ア　位置図

　　イ　現況図（配置図、各階平面図及び立面図）

　　ウ　現況写真（建築物の全景及び改修する箇所が写ったもの）

　　エ　計画平面図（改修箇所を着色表示し、改修工事費の見積書と整合させたもの）

　　オ　補強計画図（補強方法を示す図面）

　　カ　効果判定書（シェルター設置工事の場合は、不要）

耐震改修子後の耐震診断の数値が1.0以上であることを示すもの

　　キ　使用材料（認定品）の資料

耐震ボード、接合金物等の使用材料が認定品である場合は、認定品のパンフ　　　レットの写し、許容耐力又は壁倍率等が確認できる書類

(５)　耐震改修計画に基づく耐震診断報告書

(６)　耐震改修技術者であることを証する書類

(７)　補助対象経費（耐震改修工事に要する費用）の内訳明細書

(８)　登記事項証明書、固定資産評価証明書等により補助対象建築物の所有者が確認できる書類

(９)　補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書

(10)　補助対象建築物に関する納税証明書（固定資産税）

(11)　その他町長が必要と認める書類

２　豊能町既存民間建築物耐震診断補助要綱又は豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助要綱に基づき補助を受けた木造住宅については、前項に規定する書類の一部を省くことができる。

（補助金交付申請時の必要書類）

第４条　要綱第８条に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとす　る。

(１)　建築基準法に規定する当該建築物の確認済証の写し又は検査済証の写し

(２)　前号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日が推測できるもの

(３)　耐震診断報告書（改修前と改修後）

(４)　耐震改修計画書

(５)　耐震改修工事工程表

(６)　補助対象経費（耐震改修工事に要する費用）の内訳明細書

(７)　登記事項証明書、固定資産評価証明書等により補助対象建築物の所有者が確認できる書類

(８)　補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合　　は、当該利害関係者が耐震改修工事を行うことに同意等をしていることが確認できる書類（同意書等）

(９)　補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書

(10)　補助対象建築物に関する納税証明書（固定資産税）

(11)　その他町長が必要と認める書類

（工事着手届時の必要書類）

第５条　要綱第10条に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものと　する。

(１)　工事請負等の契約書

(２)　その他町長が必要と認める書類

（耐震改修工事等の変更時の必要書類）

第６条　要綱第11条第１項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げる　ものとする。

(１)　補助対象建築物の変更後の耐震改修計画が確認できる図書

　　ア　現況写真（変更する箇所が写ったもの）

　　イ　計画平面図（変更前後の改修箇所を着色表示した図面）

　　ウ　補強計画図（変更後の補強方法を示す図面）

(２)　変更後の耐震改修計画に基づく耐震診断報告書

(３)　耐震改修計画又は耐震改修工事に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分）

(４)　耐震改修工事工程表

(５)　その他町長が必要と認める書類

（中間検査の時期）

第７条　要綱第12条第１項に規定する町長が指定する工程に達したときとは、原則　として次に掲げる時期とする。

(１)　基礎の耐震改修工事が含まれる場合は、基礎の配筋完了時（コンクリート打設前）

(２)　補強した部分（内部及び接合部を含む。）が目視で確認できるとき

(３)　その他町長が指定するとき

（中間検査時の必要書類）

第８条　要綱第12条第１項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げる　ものとする。

(１)　使用金物及び木材等の出荷伝票

(２)　改修工事写真（着手前から中間検査まで改修工事の過程がわかるもの）

(３)　その他町長が必要と認める書類

（完了報告時の必要書類）

第９条　要綱第13条第１項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げる　ものとする。

(１)　豊能町既存木造住宅耐震改修工事中間検査合格証の写し

(２)　改修工事写真（着手前から工事完了まで改修工事の過程がわかるもの）

(３)　耐震改修工事に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分）

(４)　耐震改修工事に要する経費の請求書の写し（補助対象経費に係る部分）

(５)　その他町長が必要と認める書類

（補助金請求時の必要書類）

第10条　要綱第15条に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるもの　とする。

(１)　耐震改修工事に要した経費の領収書の写し（補助対象経費に係る部分）

(２)　その他町長が必要と認める書類

　　　附　則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。